

「閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業」にかかる企画提案募集について
(7月9日)

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

平成24年7月9日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 目的

本県では、現在「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」の策定に取り組んでおり、策定後は陸域における発生源対策を重点的に進めることにより、海域における赤土等の堆積状況の改善を図ることとしている。

通常の海域は、陸域からの赤土等の流入が削減されれば、自然浄化作用によって堆積状況が徐々に改善されていくが、閉鎖性海域については、外海との海水の交換が行われにくいことから、自然浄化作用による堆積赤土等の改善は期待できない。

よって、今回、石垣市川平湾をモデル海域として、閉鎖性海域における直接的な環境改善手法を検討し、閉鎖性海域における水産資源・観光資源の確保に向けて取り組む。

なお、本業務は平成24年～25年度にかけて実施する予定としている。

2 委託業務の内容

- (1)業務名：閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業委託業務
- (2)事業期間：平成24年度～平成25年度(予定)

3 委託業務の概スケジュール

本業務は平成24年度～25年度までを予定しており、平成24年度は調査検討、平成25年度は対策手法の試験施工を行う予定である。

平成24年度は主に川平湾の現状、原因把握のための調査及び対策手法の検討を行うが、対策手法については、有識者による検討委員会において検討を行い、同年度中に平成25年度実施予定の試験施工の手法を決定することとしている。

平成25年度は主に通年で実施する必要がある調査、有望な手法の試験施工を行う予定であり、平成26年度以降に予定している対策の施工手法は同年度の12月末までに検討委員会で決定することとしている。

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。

(3) 実施要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者。

(4) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(6) 沖縄県内に本社又は支店等を有する者であること。県内に本店又は支店等を有しない場合は、県内に本店又は支店等を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(5)の要件を満たすものであること。

5 企画提案の内容及び評価基準等

企画提案公募実施要領(以下、「実施要領」という。)及び委託業務仕様書(以下、「仕様書」という。)を参照すること。

6 応募手続

応募に当たっては、本業務に係る実施要領及び仕様書を参照の上、次により提出すること。

(1) 実施要領等の配布場所、企画提案書等の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県環境生活部環境保全課 担当：鉢嶺

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(4階)

TEL 098-866-2236 FAX 098-866-2240 e-mail:aa038008@pref.okinawa.lg.jp

※メールによる提出及び問い合わせの場合は、件名の頭に「【閉鎖性海域】」とつけること。

(2) 公募説明会参加申込書、企画提案書、その他書類の提出場所及び方法

ア 公募説明会参加申込書：(1)の場所に7月11日(火)午前中までに持参またはメールにより提出すること。

イ 企画提案書等：(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(3) 企画提案書提出期限：平成24年7月25日(水) ※必着

7 公募説明会

公募内容等について、以下の日程で公募説明会を開催する。参加希望者は別添様式により応募申込みを行うこと。なお、説明会への参加は応募要件ではない。

(1) 日時：平成24年7月11日(水) 16時～17時

(2) 場所：沖縄県庁4階第3会議室

※当日は、添付の実施要領及び仕様書等を印刷のうえ持参すること。(説明会ではここで掲載された資料については配付しない)

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募等に要する経費については、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書について、県から疑義照会を行う場合がある。
- (4) 応募のあった企画提案については、県に設置する企業選定委員会において審査を行い委託企業を決定する。
- (5) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (6) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。